



とよしん

海外貿易投資ニュース



第74号

発行日:2017.7.18

5万ドルを超える送金は税務局への事前届け出が必要—会計・税務セミナー開催— (中国)

ジェットロが北京市と天津市で開催した会計・税務セミナー報告。北京・天津大野木マイツ諮詢の平出和弘総経理が解説した海外送金の問題と質疑応答を紹介する。

＜3分類される送金の難易度＞

中国から日本本社への送金が難しい、という声がある。しかし、全ての送金が難しいわけではなく、(1)資料があれば送金できるもの、(2)当局への許可・届け出手続きがされていれば送金できるもの、(3)送金できないもの、の3つに分類される。「資料があれば送金できるもの」の例としては、輸出貿易代金、現地法人からの配当金、駐在員の日本円支給給与がある。配当金は、董事会決議を経て利益準備金の積み立て、10%の源泉課税などの手続きを踏めば送金できる。給与は、中国で正しく個人所得税を申告していることが条件となる。いずれも1回の送金が5万ドルを超えると、税務局への事前の対外支払税務届け出が必要となる。契約が必要なものは契約書があること、納税が必要なものは納税が済んでいることが基本的な考え方となる。「当局への許可・届け出手続きがされていれば送金できるもの」の例としては、サービスフィー(技術支援費、コンサルティング料金など)、ロイヤルティーが挙げられる。目に見えない非貿易取引は、価格の妥当性の立証が難しいこと、対価の受領者が海外(日本本社)であるため、中国の税務局が送金前に源泉徴収というかたちで日本の利益に対して課税することから、物理的なモノがある貿易取引やいったん中国で課税された利益の配当金と比べると、送金がやや難しい。「送金できないもの」には、給与以外の日本親会社立替金、通関していない貿易代金がある。

＜サービスフィーの海外送金には注意を＞

海外送金できることと、送金の内容に税務上の問題がないことは、別の問題だ。サービスフィーを海外送金する際、税務局はまず、サービスの実態があるか、サービスの価格が適正かを確認する。親子会社間の取引であっても契約書を交わし、税務局に説明できるよう取引価格算定の根拠資料を準備する必要がある。次に、サービスフィーを継続して送金する場合、親会社が中国に登録した法人がなくても人を派遣することで恒久的施設(Permanent Establishment:PE)があると税務局に見なされる可能性がある。PEと認定された企業の納税義務はサービスフィーに対する企業所得税に加えて、派遣されてきた人の個人所得税にまで及ぶことになるため、当該親子会社間取引がPEと認定される可能性があるかについて検討し、リスクを本社に提示しておくことが望ましい。現地法人で費用負担する合理的な根拠があまりない状況がある場合、税務局で費用否認される可能性があることを踏まえ、グループ全体で送金の可否を総合的に判断することとなる。

＜会計従業資格保有者制度は現在見直し中＞

参加者からの主な質疑と、平出講師の回答の概要は以下のとおり。

(問)駐在員事務所は本社のための活動のみ認められているが、グループ会社のための活動は可能か。

(答)厳密に言うと本社のための活動のみで、グループ会社のために活動はできない。グループ会社から本社への業務の依頼があり、駐在員事務所が本社のための活動として行う限りでは問題ないと思われる。

(問)従業員の通勤交通費や食事手当は個人所得税の課税対象か。

(答)日本では、通勤費と出張時の日当は課税対象外だが、中国では、通勤費や食事手当は発票を取得していても課税対象となる(発票の有無で、企業所得税法上の損金算入・不算入が問題となるが、発票がなくても給与として個人所得税を処理すれば損金算入される)。

(問)中国会計法第38条で、「会計業務に従事する担当者は会計従業資格証書を取得しなければならない」と規定されているが、会計従業資格保有者が社内にはいない場合、罰則はあるか。

(答)厳格な運用はされていない。同第36条で、会計代理記帳業務の外部委託が規定されており、記帳、税務を外部に委託していれば、自社に会計従業資格保有者を抱えなくてもよい。なお、会計従業資格の制度は現在、見直されており、今年は試験が中断されている。同第37条の「出納と記帳が兼務できないこと」と、第38条の「会計業務に従事する担当者は会計従業資格証書を取得しなければならない」との規定から、中国では、各社とも会計人員を2人以上雇用する必要があると解釈されることがあるが、出納と記帳を分けて牽制機能を働かせることが目的なので、新設企業や少人数の企業では会計従業資格のない駐在員が出納責任者になるなど、会計専門の人員をすぐに2人以上雇用せず対応することも実務上の対応としてはあり得る。また、会計と出納の部屋を区分する必要はない。

(問)税務局による個人所得税の源泉徴収奨励金とはどういうものか。

(答)源泉徴収方式による税目について、計算・源泉徴収・納税を適正に行うことに対する奨励金として、企業が税務局に申請すれば、企業が納付した個人所得税額の2%が税務局から企業の納税口座に振り込まれるもの。中国個人所得税法の第11条で規定されている。年1回決められた期間に申請を受け付けている。税金の還付ではなく、源泉徴収の奨励金なので、原則として収入扱いで課税対象である点に注意が必要。

(問)親会社による技術支援が日本国内のみで行われる場合も、PE認定を受けるリスクはあるか。

(答)技術支援の役務が中国で行われていない場合、PE認定を受けないが、契約書に役務地が日本国内のみであることを明記しておくこと。なお、日本国内での役務に対し、中国の企業所得税はかからないが、増値税(付加価値税)は課される。業務内容からして明らかに中国に入学して対応しないと成り立たない業務だ、と税務機関が主張するケースもあるので、その場合には、当契約業務での入学対象者がいないことを証明する必要がある。

(出所:ジェットロ通商弘報2017年6月30日 9dbd31f5c90a71eb 「5万ドルを超える送金は税務局への事前届け出が必要—会計・税務セミナー開催(2)—」)

ビンズオン省で300万人規模の「新都市」開発進むー内需志向型企業の進出先としても注目ー（ベトナム）

南部ビンズオン省で「ビンズオン新都市」の開発が進んでいる。新都市内にはオフィスビル、住宅、教育機関、商業施設、生活インフラが整備されており、今後も建設ラッシュが続く。300人規模の都市になる計画で、日系製造業が集積する同省だが、今後は内需志向型企業の進出先としても注目されそうだ。

＜東急の合併会社が開発＞

ビンズオン省はホーチミン市の北側に位置しており、日系製造業の集積地の1つだ。「新都市」はホーチミン市から車で70～80分程度の場所に開発されている。同省人民委員会傘下のデベロッパー・ベカメックス(Becamex)IDCと東急電鉄が2012年3月に合併でベカメックス東急を設立し、新都市を開発している。将来は約300万人が就業、居住する都市となることを目指している。新都市には、2014年2月に完成した行政センター（行政機関庁舎）、教育機関、医療機関、国際会議場がそろっている。そのほか、ホテル、オフィスビル、レストラン、住宅、生活インフラなども整備されつつある。教育機関については、私立の大学が2校、中高一貫校などが2校、インターナショナルスクール（幼稚園から高校）が1校あり、合わせて約8,000人が通っている。2011年に開校した東部国際大学では、2014年から経営学部第2外国語として日本語と韓国語のクラスがスタートした。新都市にはまた、ベカメックス東急の不動産事業として、商業施設の「ヒカリ」（店舗面積約1,600平方メートル）、住宅としては、高級コンドミニアムの「ソラ・ガーデンズ」（開発計画1,500戸）のほかに、分譲一戸建て住宅「ミドリパーク」がある。「ソラ・ガーデンズ」は第1期の406戸をほぼ完売しており、既に400人以上が居住している。「ミドリパーク」の第1期42戸は、2016年11月の販売から間もなく3割が成約済みになったという。



新都市に完成した「ソラ・ガーデンズ」（ジェトロ撮影）

＜新都市内や近郊の6路線をバスが運行＞

ベカメックス東急の子会社ベカメックス東急バスは、2014年12月に省都ウーザウモット市と新都市を結ぶバスの運行を開始し、現在では新都市内を循環する路線など、合わせて6路線8系統を運行している。同社のバスは、定時運行、丁寧な接客対応、冷房やWi-Fiが完備された車両など、これまでのベトナムの路線バスのイメージを変えるものだ。新都市では今後も建設ラッシュが続く。2017年に入り、ベカメックスIDCは商業施設を併設した30階建てオフィスビルの建設を開始し、2019年には2,000人が勤務する予定だ。また同年には、韓国商工会が8階建てのオフィスビルを、地場系開発投資ファンドがレンタルオフィスを完工する計画となっている。ベカメックスIDCマーケティング部の植松完二副部長によると、新都市の視察に来る日系企業は急増しているという。新都市の開発が続くことで、小売り・飲食業など内需志向型の企業にとっても魅力ある進出先となることが期待されている。



開発が進む新都市の現状（ジェトロ撮影）



ベカメックス東急が運行するバスとバスターミナルの様子（ジェトロ撮影）

（出所：ジェトロ通商弘報2017年6月6日 Odd716853d0e03ab 「ビンズオン省で300万人規模の「新都市」開発進むー内需志向型企業の進出先としても注目ー（ベトナム）」）

！！外貨両替は弊庫へ 米ドルは全店で、17通貨は本店で取扱中！！

次のセミナー等をご案内させていただきました。

セミナー等名称	開催地	主催者
ミャンマー・ティラワ経済特別区(SEZ)セミナー	名古屋	ジェトロ
インド・グジャラート州投資セミナー	名古屋	ジェトロ
第9回バンコク信金会	バンコク	信金中央金庫
中国人事労務センター	名古屋	(一社)海外事業支援センター名古屋
食品海外販路開拓商談会及び参加企業の募集について	東京	信金中央金庫
タイ、ベトナムほか途上国の政府・商工会議所等の職員との情報交換会	名古屋	名古屋中小企業投資育成株
韓国と中部日本との産業協力戦略	名古屋	駐名古屋大韓民国総領事館



国際業務部

〒471-8601
愛知県豊田市元城町1-48

電話 0565-36-1381
FAX 0565-36-1213